

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

|                   |                    |  |
|-------------------|--------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 加古川市<br>(28210)    |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 志方町畑地区<br>( 畑 )    |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年8月20日<br>(第1回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

## 【現状】

認定農業者である営農組合(平均年齢68歳)が地域農業の担い手として、畑地区の約5割の農地を集積し管理している。その他の農地については、個人農家により耕作が行われている。

## 【課題】

営農組合員の人員不足等により、現状より拡大して農地を集積していくことが難しい。

## 【主要作物】

営農組合:水稲、麦

個人農家:水稲、野菜等

## (2) 地域における農業の将来の在り方

営農組合の規模はそのままに農地利用の現状維持に努めるほか、水田においては引き続き農地管理が容易な水稲及び麦の生産を続ける。麦等の作付けでは、経営所得安定対策等事業等の補助事業を活用することで経営の安定化を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 30.2 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 30.2 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                   |
| 認定農業者である営農組合が、既に地域の約5割の農地を集積している。営農組合及びその他の個人農業者との調整をしながら、現状の維持を図る。                |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                   |
| 認定農業者である営農組合に対する集積は、既に農地中間管理機構を活用している。特定農作業受委託契約等を結んでいる農地を今後借入する場合は、農地中間管理機構を活用する。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                    |
| 農地の基盤整備済み(昭和59年度)。地区内の未整備地への新たな取組は困難と考える。                                          |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                               |
| 地区外から新たな就農を希望する者がいれば、地域内の利用者及び営農組合の意向を確認しながら、利用できる農地等を紹介することで、新規就農の支援を行う。          |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                |
| 地域内で収穫等の農作業委託の依頼が農家からあった場合は、営農組合で対応する。                                             |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                 |                                   |                               |                                |                            |
|---------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|----------------------------|
| <input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="radio"/> ③スマート農業 | <input type="radio"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="radio"/> ⑤果樹等 |
| <input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="radio"/> ⑦保全・管理等     | <input type="radio"/> ⑧農業用施設  | <input type="radio"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="radio"/> ⑩その他 |

#### 【選択した上記の取組方針】

- ・補助事業等の活用をしながら農業機械を導入することで作業の省力化を図る。
- ・鳥獣被害対策として檻や電気柵の設置を実施。